

CONTENTS

- ・TOPIC 会社法務「コーポレートガバナンス・コードの改訂について」 弁護士 松尾 洋輔
- ・TOPIC 一般民事法務「家族法改正」について 弁護士 奥津 周
- ・堂島法律事務所ウェビナーのご案内
- ・近時の実務話題&裁判例レビュー 弁護士 大川 治

TOPIC 会社法務

コーポレートガバナンス・ コードの改訂について



弁護士 松尾 洋輔

1 はじめに

2026年4月、金融庁及び東京証券取引所は、コーポレートガバナンス・コード（以下「CGコード」といいます。）の改訂案を公表しました。CGコードは2015年6月の適用開始以来、2018年及び2021年の2度の改訂を経て、上場会社のガバナンス向上に一定の役割を果たしてきました。しかし、適用開始から約11年が経過する中で、各原則への対応が形式的なものにとどまり、ガバナンスの実質化が十分に進んでいないとの指摘が強まっていました。

今回の改訂は、こうした問題意識を踏まえ、「形式から実質へ」の転換を図ることを大きなテーマとしています。加えて、

日本経済の成長力強化という政策課題を背景に、「攻めのガバナンス」の実現一すなわち、上場会社が果敢な経営判断を通じて成長投資を促進し、中長期的な企業価値の向上を実現するためのガバナンスの在り方が問い直されています。

本稿では、今回の改訂の背景と検討経過を整理した上で、改訂内容の概要及び実務への影響について解説いたします。

2 改訂の背景

日本におけるコーポレートガバナンス改革の流れは、2013年に閣議決定された「日本再興戦略」に端を発します。同戦略の下、機関投資家の行動原則であるスチュワードシップ・コードが2014年に策定され、翌2015年には上場会社の行動原則であるCGコードが適用開始となりました¹。以来、両コードは「車の両輪」として、企業と投資家の建設的な対話を促進し、日本の資本市場の質の向上に寄与してきました。

CGコードはその後も、2018年改訂（政策保有株式に関する原則の強化等）、2021年改訂（プライム市場の新設に伴う独立社外取締役の3分の1以上選任等）と、時代の要請に応じたアップデートが行われてきました。特に2021年改訂は、東京証券取引所の市場区分再編と連動する大規模なものでした。

しかしながら、こうした改訂の積み重ねにもかかわらず、CGコードへの対応が形式的なコンプライアにとどまっているとの批判が根強く存在していました²。具体的には、個々の原則

への対応が「チェックリスト的」になり、自社のガバナンスの在り方を主体的に考えるという本来の趣旨が十分に活かされていないという問題です。また、補充原則の増加によりコード全体が肥大化し、形式的な対応の負担が増大していたとの指摘もありました。

加えて、近年のマクロ経済環境を背景に、日本企業の「稼ぐ力」の強化と成長投資の促進が喫緊の政策課題として位置づけられるようになりました。企業が内部留保を積み上げるのではなく、設備投資、研究開発、人的資本への投資等を通じて持続的な成長を実現すること、そのためのガバナンスの枠組みを整備することが強く求められるようになっていきます。今回の改訂は、こうした「守りのガバナンス」から「攻めのガバナンス」への転換という要請を受けたものといえます。

3 改訂の検討経過

今回の改訂の直接の契機となったのは、金融庁が2025年6月30日に公表した「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム2025」です⁴。同プログラムは、成長投資の促進、投資家との対話、取締役会の機能強化、市場環境上の課題、サステナビリティの5つの重点項目を掲げ、CGコードの見直しを含む環境整備を推進していく方針を示しました。

これを受けて、金融庁及び東京証券取引所は「コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議」を設置し、2025年10月21日に第1回会議を開催しました⁵。同会議では、アクション・プログラムで示された重点項目を中心に、コードの在り方について集中的な検討が行われました。その後、2026年2月26日の第2回会議、同年4月3日の第3回会議を経て、改訂案がとりまとめられています。

なお、会社法制の観点からは、法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会において、2024年4月以降、株式関係や株主総会等に関する法制の見直しが審議されてきました⁶。こうした会社法制の見直しの議論も、CGコード改訂の方向性に影響を与えるものでした。

2026年4月10日、改訂案が正式に公表され、同日からパブリックコメント手続きが開始されました（同年5月15日まで）。パブリックコメントの結果を踏まえ、2026年夏頃に改訂コードが適用される見込みであり、上場会社は遅くとも2027年7月までに改訂コードに関する事項を記載したコーポレートガバナンス報告書を提出することが求められています。

4 改訂内容の概要

今回の改訂の全体像として、まず注目すべきは、コード全体の「プリンシプル化」及び「スリム化」です⁷。従来のCGコードは、基本原則・原則・補充原則の3層構造で構成され、補充原則の数が多く詳細にわたっていました。改訂案では、抽象的・概念的な補充原則を整理・統合し、ガバナンスの中核

となる事項を原則に格上げする一方、実践的な解説は新たに設けられた「解釈指針」に委ねるという構成がとられています。これにより、コード本体はプリンシプル（原則）としての性格をより鮮明にしつつ、実務上の指針は解釈指針を通じて柔軟に提供されることとなりました。

ここで留意すべきは、プリンシプル化・スリム化は、単に上場会社の対応コストや開示負担を軽減することのみを目的としたものではないという点です。むしろ、その本質的な狙いは、個々の補充原則への形式的な対応に終始するのではなく、各社がコードの趣旨・精神に立ち返り、自社にとって最適なガバナンスの在り方を主体的に考え、実践することにあります。プリンシプルベース・アプローチの原点に立ち戻ることで、ガバナンスの「実質化」を促すことこそが、今回の構造改革の核心といえます。

以下、改訂の主要な内容を4つの柱に沿って概観します。

(1) 成長投資の促進

今回の改訂の最大の特徴は、成長投資の促進が取締役会の役割・責務として明確に位置づけられた点です。

具体的には、取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）に向けた成長の道筋を構築し、その実現のための経営資源の配分（キャピタルアロケーション）について具体的に説明することが求められます。ここでいう成長投資には、設備投資や研究開発投資にとどまらず、人的資本への投資や無形資産への投資も含まれ、事業ポートフォリオの見直しについても積極的な取組みが期待されています。

また、現預金等の金融資産や実物資産についても、その有効活用を不断に検証することが求められています。もっとも、改訂案は現預金の保有それ自体を否定するものではなく、保有の必要性・合理性が説明できる場合には保有することも許容されとの立場が示されています。この点は、キャッシュリッチ企業への一方的な還元要求に対する一定の歯止めとなり得るものであり、実務上重要な意味を持ちます。

(2) 取締役会の機能強化

取締役会の機能強化に関しては、独立社外取締役の実効性向上が重点的に取り上げられています。

改訂案は、独立社外取締役について、質（専門性・経験）、量（人数・比率）、独立性の3つの観点から充実を図ることを求めています。特にプライム市場上場企業については、グローバルに活躍する企業として独立社外取締役が過半数を占めることが望ましいとの議論が改訂の過程で示されており、今後の実務動向が注目されます。

さらに、独立社外取締役が取締役会議長を務めることの実効性にも言及がなされています。加えて、取締役会を実質的に支えるための体制として、コーポレートセクレタリー等の支援機能の整備・強化が推奨されています。独立社外取締役が十分な情報を得て実効的な監督機能を発揮するためには、

情報提供や議案準備を担う支援体制の充実が不可欠であるとの認識に基づくものです。

(3) 有価証券報告書の定時株主総会前開示

情報開示に関する改訂として特に重要なのが、有価証券報告書の定時株主総会前開示に関する原則の新設です。

改訂案は、有価証券報告書を株主総会開催日の3週間以上前に提出することが最も望ましいとしています。これは、株主が議決権行使の判断に際して、有価証券報告書に記載される詳細な情報（事業の状況、経理の状況等）を十分に参照できるようにすることを目的とするものです。

実現手段としては、有価証券報告書の早期提出のほか、株主総会の開催時期の後ろ倒しも選択肢として示されています。また、金融庁は法務省と連携し、有価証券報告書と事業報告の一本化や、会計監査の一元化についても制度的な検討を進めるとしており、中長期的には開示制度全体の見直しにつながる可能性があります。

(4) 「コンプライ・オア・エクスプレイン」の実質化

今回の改訂のもう一つの重要な柱が、「コンプライ・オア・エクスプレイン」の実質化です。

改訂案は、エクスプレインを選択する場合には、「丁寧なエクスプレイン」一すなわち、ひな型的・定型的な説明ではなく、自社の個別事情を踏まえた具体的かつ実質的な説明を行うことを強く求めています。個別の事情によっては、むしろ積極的にエクスプレインを選択すべき場合があることも明示されており、全原則のコンプライが必須ではないという原点が改めて確認されています。

また、新設された「解釈指針」は、コンプライ・オア・エクスプレインの対象外と位置づけられています。解釈指針は、各原則の趣旨・精神を理解し、実務上の取組みを検討する際のベストプラクティス・グッドプラクティスとして参照されることが想定されており、その全内容の実施が一律に求められるものではありません。

5 実務への影響

今回の改訂が上場会社の実務に与える影響は多岐にわたります。以下、主要な実務対応のポイントを整理します。

(1) 対応スケジュール

改訂コードに関する事項を記載したコーポレートガバナンス報告書の提出期限は2027年7月とされています。上場会社は、この期限を見据えて、自社のガバナンス体制の点検と改訂コードへの対応方針の策定を計画的に進める必要があります。

(2) 取締役会の在り方の再検討

成長投資の促進が取締役会の責務として明記されたことにより、取締役会の議論の在り方自体の見直しが求められます。具体的には、経営資源の配分に関する議論の充実、事業ポー

トフォリオの定期的な見直し、キャピタルアロケーションに関する開示内容の検討等が重要な実務課題となります。また、現預金等の資産の有効活用についても、取締役会として検証のプロセスを整備することが期待されます。

(3) 独立社外取締役に関する対応

独立社外取締役の質・量・独立性の3つの観点からの充実が求められる中、特にプライム市場上場企業においては、適切な人材の確保が喫緊の課題となります。加えて、コーポレートセクレタリー等の支援体制の整備も新たな対応事項です。独立社外取締役が実効的な監督機能を発揮できるよう、情報提供の仕組みや取締役会の運営体制を見直すことが求められます。

(4) 有報の早期開示に向けた実務対応

有価証券報告書の株主総会前開示は、経理・財務部門、監査法人との連携体制の見直し、開示スケジュールの抜本的な再設計を要する大きな実務課題です。3週間以上前の提出を実現するためには、決算作業や監査スケジュールの前倒し、社内の情報収集・集約プロセスの効率化が不可欠となります。なお、株主総会の開催時期の後ろ倒しという選択肢も示されていますが、この場合は配当基準日との関係等、別途の検討事項が生じることにも留意が必要です。

(5) 機関投資家との対話の変化

今回の改訂に際しては、機関投資家に対しても重要なメッセージが寄せられています。すなわち、投資家側も「コンプライ・オア・エクスプレイン」の趣旨を正しく理解し、企業の個別事情を尊重した対話を行うべきこと、短期的な視点での一方的な要求や、コードを形式的なルールとして捉えて文言のみで対応を迫ることは適切ではないことが明示されています。この点は、企業と投資家の対話の質を高める上で重要な意味を持ちます。上場会社としても、丁寧なエクスプレインの準備と、投資家との建設的な対話の深化に取り組むことが求められます。

(6) コーポレートガバナンス報告書の見直し

コードの「プリンシプル化」及び「スリム化」に伴い、コーポレートガバナンス報告書の記載内容も見直しが必要となります。従来の補充原則ごとの対応状況の記載から、より原則的な事項に焦点を当てた記載への転換が求められます。特に、エクスプレインを選択する場合の記載内容については、「丁寧なエクスプレイン」の要請を踏まえた実質的な説明となるよう、十分な検討が必要です。

6 おわりに

今回のCGコード改訂は、約11年にわたるガバナンス改革の蓄積を踏まえ、形式から実質へと大きく舵を切るものです。コードの「プリンシプル化」と「解釈指針」の新設は、上場会社に対して、個々の原則を形式的に遵守するのではなく、

自社のガバナンスの在り方を主体的に検討することを改めて求めるものといえます。

特に、成長投資の促進が取締役会の責務として正面から位置づけられたことは、企業経営の在り方そのものに影響を及ぼし得る重要な変化です。上場会社は、キャピタルアロケーションの在り方や事業ポートフォリオの見直しを含む成長戦略について、取締役会レベルでの充実した議論を行い、ステークホルダーに対して丁寧に説明していくことが求められます。

改訂コードへの対応に際しては、2027年7月の報告書提出期限を見据えた早期の準備着手が重要です。当事務所では、今回の改訂に関する最新の動向を引き続きフォローし、実務上の留意点等について情報提供してまいります。

(注)

- 1 金融庁「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」(2014年2月策定、2017年5月改訂、2020年3月再改訂)。
- 2 東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」(2015年6月適用開始、2018年6月改訂、2021年6月再改訂)。
- 3 金融庁・東京証券取引所「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書(2025年)等。
- 4 金融庁「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム2025」(2025年6月30日)。
- 5 金融庁「コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議」。第1回(2025年10月21日)、第2回(2026年2月26日)、第3回(2026年4月3日)。https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/index.html
- 6 法制審議会会社法制(株式・株主総会等関係)部会。2024年4月より審議開始、2024年10月から「二読」に入り、2025年12月の第9回会議までに主要論点の検討がひととおり終了しています。
- 7 改訂案において、基本原則は従来の5つから4つに再編されています。
- 8 「上場会社の担当者の皆様へ」(2026年4月、金融庁・東京証券取引所)参照。
- 9 「スチュワードシップ・コード署名機関の皆様へ」(2026年4月、金融庁・東京証券取引所)参照。

TOPIC 一般民事法務

「家族法改正」について



弁護士 奥津 周

1 はじめに

2026年4月1日、民法のうち家族法に関する改正が施行されました。この改正は、多様化する家族のあり方を背景に、子どもの利益をこれまで以上に実現するという国際的な潮流に合わせるものとなっています。

改正の主たる内容としては、①親権・監護等に関する規律の見直し、②養育費の履行確保に向けた見直し、③安全・安心な親子交流の実現に向けた見直しが挙げられます。

以下では主要な改正点について簡潔に解説いたします。

2 親権・監護等に関する見直し

(1) 離婚後の親権者の決定について(共同親権の導入)

改正前の民法では、父母が共同して親権を行使するのは婚姻中のみであり、離婚後は父母の一方のみが親権者となるものとされていました(改正前民法819条)。しかしながら、離婚をしたとしても親子関係は存続しますし、父母双方が適切な形で子どもの養育に関わり、その責任を果たすべきと考えられます。また、単独親権を認めていないことが、子どもの連れ去り問題を含めて親権争いの激化を生じさせる原因となっているという指摘もありました。

このような議論を背景に、改正法では離婚後も両親がともに親権者となる共同親権の制度が導入されました。

具体的な親権の決定方法は以下のとおりです。

協議離婚の場合、協議で父母の双方または一方を親権者と定め、離婚届に記載して提出します。これまでは必ず父母の一方を親権者とすることが必要でしたが、協議により、共同親権を選択することができます。

裁判上の離婚の場合や、協議離婚で父母の親権者に関する協議が整わない場合は、裁判所が共同親権とするのか、いずれかの単独親権とするのかを決めることとなります。裁判所は、親権者の判断においては、子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければならないとされています(民法819条7項前段)。ここでは、父母の意見のほか、子どもが意見を表明した場合はその子ど

もの意見も考慮するものと考えられています。また、裁判所は、子どもへの虐待のおそれがあるときや、夫婦間でDVがあったり、父母の対立が激しく共同での親権の行使が困難であるときなど、共同親権とすることで子どもの利益を害するときなどは、共同親権とすることはできないとされました（同条7項後段）。虐待やDVのおそれがなく、父母の共同親権の合意がないときに、どのような事案で裁判所が共同親権を命ずるのかについては、立法担当者は、離婚調停の過程で感情的な対立が解消され、親権の共同行使をすることができ関係を築くことができるようなケースが該当すると解説しています。

また、離婚後に親権者を共同親権に変更するよう裁判所に申し立てることも可能です。これは改正法施行前に離婚している場合でも同じです。もっとも、共同親権を認めることがその子どもの利益のために必要があると裁判所に認めもらうことが必要となります（民法819条6項）。

(2) 親権の行使方法

離婚後も共同で親権を行使する場合に、父母の一方は同居していないことも多いため、親権者としての行為を常に共同で行う必要があるというのは現実的ではありません。また、婚姻中の父母であっても同居していない場合もありますし、父母の関係が良好でない場合もあります。

そこで、改正法では親権の行使に関する規律を明確にし、共同親権の場合であっても親権を単独で行使できる場合を定めました。具体的には、①一方が親権を行使できないとき、②子どもの利益のために急迫の事情があるとき、③監護及び教育に関する日常の行為、④特定の事項に係る親権の行使について裁判所の定めがあるとき、⑤監護者の定めがあるとき（ただし身上監護に関する事項のみ）、です。逆に言えば、これらに該当しない場合は共同で親権を行使することが必要です。例えば、進学、留学などの教育方針であったり、重大な手術や長期の入院を伴う医療行為を行う場合などは、上記①や②に該当すれば別として共同で親権を行使しなければなりません。

3 養育費の履行確保に向けた見直し

(1) 一般先取特権の付与

改正法では、養育費債権に一般の先取特権が付与されました（民法308条の2）。先取特権とは、法定担保物権の一種であり、債務名義がなくても、養育費債権に基づいて債務者の財産を差し押さえることができます。例えば、子を監護する母親が離婚した父親との間で子ども1人あたり月額5万円の養育費を支払うという合意をし、その合意内容を書面化していたとします。その場合、合意を公正証書にしていなくても、父親が養育費の支払いをしないときに、父親の給料や預金などを差し押さえることができます。また、先取特権には他の一般の債権者より優先権がありますので、他の一般の債権者

が同じ財産を差し押さえていたとしても、養育費債権によって差し押さえをすれば、一般の債権者に優先して弁済を受けることができます。

先取特権が付与される金額には上限があり、子ども1人あたり月額8万円までとされました。8万円を超える金額の養育費が合意されているときには、先取特権を行使できるのは8万円までであり、それ以上の養育費債権に基づいて差し押えをするためには、公正証書や裁判所の判決・審判・調停調書などの債務名義が必要となります。

(2) 法定養育費

離婚の際に養育費の具体的な金額を定めていない場合、従来は養育費請求権は潜在的には存在するとしても、金額が定まっていないため、監護をしていない者に対して具体的に請求することはできませんでした。

そこで改正法では、法定養育費制度を設け、離婚後、合意や裁判所の審判によって養育費の金額が確定するまでの間、法律上当然に最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額の養育費の請求ができるとされました（民法766条の3）。この法定養育費の金額は、月額2万円と定められました。したがって、養育費の金額について合意されていないときでも、離婚後に月額2万円については相手方に請求することができ、またこれには上記の先取特権の適用もありますので、月額2万円の限りで相手方財産の差押えもできることになりました。

4 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し

(1) 用語の変更

従来、離婚後に親権者ではない親が子どもと会う機会を持つことを「面会交流」と呼称されていました。しかし、「面会」という言葉は一時的に短時間会うというイメージが強いことから、「親子交流」という用語が用いられることになりました。親子交流は、単に日ごろ監護しない親が子どもと一時的に会うというだけでなく、宿泊を伴う交流や学校行事への参加など、幅広い日常的なコミュニケーションを含むものと理解されています。

(2) 親子交流等に関する改正

家庭裁判所は、家事審判事件の手続において、親子交流を試行的に実施することができるものとししました。具体的には、家庭裁判所は、子どもの心身状態に問題がなく、事実の調査のために必要があるときには、試行的な親子交流を当事者に促し、その際に家庭裁判所調査官等の関与の有無を定めたり、当事者に対して一定の言動を禁止するなど適用な条件を付することができることとされました。

また、従前の面会交流は離婚後の親権を持たない親と子どもとの交流に関するものでしたが、改正法では、婚姻継続中であっても、子どもと別居している親と子どもとの親子交流についての規律を定め、父母の協議が整わないときには、家

庭裁判所が別居する親と子どもとの親子交流について必要な事項を定めることができるとされました（民法 817 条の 13）。

さらに、子どもの養育に関わったり親密な親族としての関係を築くのは父母だけとは限らないことから、子どもの利益のために特に必要があるときは、家庭裁判所は、父母以外の親族（祖父母や兄弟姉妹など）と子どもとの交流を実施することを定めることができるとされました（民法 766 条の 2）。

5 最後に

これまで見てきたとおり、改正法は一貫して子どもの権利や福祉の拡充を目的としています。もっとも、子どもの権利や福祉を拡充していくためには法制度だけでは足りません。市民一人一人がこの理念や目的を理解し、当事者が対立ではなく子どものための協力を選択することができるよう、そのようなあり方を是とする社会を作り上げることが重要と思われます。

堂島法律事務所ウェビナー

第 30 回 成年後見制度の改正と BtoC 取引実務への影響

講師：弁護士 松尾洋輔

開催日時：2026 年 5 月 14 日（木）15 時 00 分～15 時 30 分

今国会で成立が見込まれる民法改正により、成年後見制度が大きく変わります。後見・保佐・補助の 3 類型が「補助」に一本化され、代理権や取消権の範囲が個別に設定される仕組みとなるため、被補助人と取引を行う事業者にとっては、取引の有効性の確認方法や取消しリスクへの対応など、実務上の見直しが必要になります。

本セミナーでは、改正の背景と概要を整理したうえで、BtoC 取引に関わる事業者が押さえておくべき取引実務上のポイントを解説します。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_kn8atpBXSHaZ0qDNAdArRA



近時の実務話題&裁判例レビュー

弁護士 大川 治



3月31日 総務省・経産省、「AI事業者ガイドライン」を第1.2版に改訂——AI エージェント・フィジカル AI への対応を追加

総務省及び経済産業省は、3月31日、「AI事業者ガイドライン」を第1.2版に改訂し、公表しました。同ガイドラインは、AI 開発者・提供者・利用者が遵守すべき原則を示し、安全性・公平性・プライバシー保護等を柱として事業者が自主的に AI ガバナンスを構築するための実務指針です。前版（第1.1版、令和7年3月公表）が生成 AI の適切な利用に主眼を置いていたのに対し、今回の改訂では、AI が自律的に判断し外部システムへの操作等を実行する AI エージェント、及びロボット等の物理的な動作を伴うフィジカル AI が、初めてガイドラインの対象として明示的に位置づけられました。

第1.2版の最大の特徴は、AI エージェントの「外部行為」に対する規律です。AI エージェントが外部サービスへの操作、データの送信、契約・取引に関わる意思決定の支援等を自律的に実行する場面において、Human-in-the-Loop（人間の判断介入）の仕組みを設計することが求められています。具体的には、重要な意思決定のポイントにおいて、AI エージェントがアクションを実行する前に人間の承認を介在させる体制の構築が想定されています。もっとも、すべてのアクションについて一律に人間の承認を要求するものではなく、リスクレベルに応じた段階的な監視設計が認められており、各企業の実情に合わせた柔軟な実装が可能とされています。

また、学習データのトレーサビリティに関する記載も大幅に強化されました。自社データによるファインチューニングや社内 RAG システムの構築を行う場合、データの出所・利用許諾・処理履歴を記録・追跡できる仕組みの整備が求められます。さらに、AI エージェントが商談や会議等の対話データをトリガーとしてアクションを実行する場合には、「どの対話データに基づいてどのアクションを取ったか」という判断根拠の証跡を残すことも求められており、操作履歴や入出力記

録等のログ管理体制の整備が重要な審査ポイントとなっています。

昨年6月に施行された人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（AI 法）は、EU AI 規則とは異なり、罰則を設けないガイドラインベースの規制枠組みを採用しています。本ガイドラインは、同法の下で事業者が自主的に AI ガバナンスを構築する際の中核的な指針として位置づけられるものです。生成 AI の業務活用が急速に進み、AI エージェントによる業務自動化の導入を検討する企業が増える中、本改訂の内容を踏まえ、リスクレベルに応じた監視体制の設計、学習データの管理体制の整備、操作ログの保存方針の策定等、社内の AI ガバナンス体制を見直す契機とすることが望まれます。

AI 技術の発展は極めて速く、法律による規制では現実の動きに追いつくことが困難であるだけに、遵守すべき核心的な原則を明示しつつ柔軟な対応を可能とするガイドライン等のソフトローの役割は、今後ますます重要性を増すものと考えられます。

（注）

1 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/20260331_report.html

4月7日 政府、個人情報保護法改正法案を閣議決定——課徴金制度の新設、AI開発のためのデータ利活用緩和等

政府は、4月7日、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、今通常国会に提出しました。3年ごとに行われている個人情報保護法の見直しによるもので、個人情報保護委員会が令和8年1月に公表した制度改正方針を踏まえ、データの利活用の促進と個人の権利利益の保護強化の両面から、多岐にわたる改正が盛り込まれています。

第一に、執行力の強化として、課徴金制度が新設されます。個人情報の違法な取扱いにより財産上の利益を得た場合に、個人情報保護委員会がその利益に相当する額の課徴金の納付を命ずることができるようになります。従来は、個人情報保護委員会による措置命令に違反した場合の刑事罰のみが措置されており、違反行為そのものに対して直接金銭的制裁を課す仕組みは存在しませんでした。課徴金制度の導入により、命令違反を経ることなく、違反行為に対して直接的な経済的不利益を課すことが可能となり、悪質な違反行為に対する抑止力の大幅な強化が期待されます。

第二に、特定生体個人情報に関する新たな規律が設けられます。顔認証データ等、身体の一部の特徴に係る情報であって、本人が認識しないまま取得・利用される可能性のあるもの（特定生体個人情報）について、事業者がこれを取り扱っている事実等の一定事項をあらかじめ本人に通知するか、本人が容易に知り得る状態に置く義務が課されます。さらに、事業者が違法行為がない場合であっても、本人が利用停止等を請求できる権利が新たに認められるほか、オプトアウト方式（届出による第三者提供）による提供も原則として禁止されます。本人の知らないうちに生体データが取得・利用されるリスクに対応する趣旨であり、顔認証技術等を業務に利用する企業においては、データの取得方法や利用目的の開示体制の見直しが必要となります。

第三に、データ利活用の促進に関して、AI開発や統計分析のための規制緩和が図られています。具体的には、特定の個人に対する影響を伴わない統計処理のみを目的とする場合に、複数の事業者間で個人データを第三者提供する際の本人同意を不要とする「統計特例」が設けられます。AI開発においては、大量のデータを用いた学習が不可欠であるところ、現行法で

は第三者提供に原則として本人同意が必要とされるため、実務上の障壁となっていました。本特例により、統計処理の結果のみを利用する場合の同意取得負担が軽減されますが、その適用範囲や具体的な条件については、今後の政省令やガイドラインの整備を注視する必要があります。

第四に、「連絡可能個人関連情報」という新たな情報類型が定義されます。電話番号、メールアドレス、Cookie ID等、特定の個人に対して何らかの連絡を行うことができる記述等を含む情報について、当該情報が個人情報に該当しない場合であっても、不適正利用及び不正取得が禁止されます。これは、当該記述等を媒介として秘匿性の高い情報との名寄せが行われる危険性に対応するものです。このほか、こどもの個人情報の取扱いについて、16歳未満の本人に関する同意取得や通知の場面において法定代理人の関与を明確化する規定や、個人データの漏えい時の本人通知義務について、権利利益の侵害のおそれが少ない場合（社内識別子のみの漏えい等）には通知を不要とする緩和措置なども盛り込まれています。

なお、適格消費者団体による差止請求制度及び被害回復制度の導入については、消費者団体訴訟制度との関係の整理等の課題を理由に、今回の改正では見送られました。法案が今国会で成立した場合、施行は公布から2年以内とされており、早ければ令和10年（2028年）春頃の施行が見込まれます。改正内容は広範にわたり、情報の類型も一層複雑化していることから、企業においては、今後公表される政省令やガイドラインの動向を踏まえつつ、早期に自社への影響範囲の洗い出しと対応方針の検討に着手することが望まれます。

（注）

1 <https://www.ppc.go.jp/news/press/2026/260407/>

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。

本ニュースレターに関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

 : 06-6201-4456（大阪）03-6272-6847（東京）

 : newsletter@dojima.gr.jp

 : www.dojima.gr.jp